

平成25年度

保健所行政の施策及び予算に関する要望書

平成24年6月

全国保健所長会

保健所行政の推進に対し、格別のご高配、ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

全国保健所長会におきましては、平成25年度保健所行政の施策及び予算につき次の通り要望を取りまとめましたので、特段のご配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

昨年の東日本大震災において、全国の保健所が長期間にわたって被災地に多数の職員を派遣し、公衆衛生業務を支援してきましたが、今後、被災地の復旧・復興プロセスが日本全体の公衆衛生を先導するモデルになるとともに、「人々の健康」を基本とし、「地域住民・地区組織」、「保健・医療・福祉関係の事業者・施設・団体」、「行政」が、協働して健康なまちづくりを推進することこそが、将来の災害に備えるものであり、地域保健活動のビジョンとなります。

また、昨年の焼肉チェーン店での腸管出血性大腸菌による広域集団食中毒事件を契機に、生食用食肉の規制強化が図られました。食品流通手段の発達や住民の移動範囲の広域化等に伴い、食中毒・感染症事例は大規模かつ広域化する危険が高くなっております。

こうした中、国においては「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の見直しが検討されています。保健所は今後も、健康危機管理、生活習慣病対策および医療連携体制の構築などの地域保健といった様々な分野で、公衆衛生の専門機関として地域の中心的な役割を担うことが必要です。国におかれましては、地域の公衆衛生施策がより充実するよう、中長期的な観点から方向性を示し、保健所との積極的な協働のための支援がなされることを望んでおります。

保健所や地方自治体のみでは対応が困難な状況も多々あり、本要望書におきましては、保健所が担うべき役割を十分に果たすため必要な要望事項を取りまとめましたのでご検討くださるようお願いいたします。

全国保健所長会 会長
佐々木 隆一郎
(長野県飯田保健所長)

目 次

【重点要望】

1. 東日本大震災を踏まえた地域保健対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 食中毒対策及び腸管出血性大腸菌対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3. 結核・感染症対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
 - (1) 新たな感染症対策の充実
 - (2) 予防接種制度の見直し
 - (3) 人材の育成、地方衛生研究所の機能強化
 - (4) 効果的な情報システムの構築
 - (5) 結核対策の推進
 - (6) HIV 対策の推進
4. 健康危機管理に関連した施策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 - (1) 健康危機対応の拠点としての地方自治体の行政医師・専門職の確保及び育成
 - (2) 健康危機管理対策の充実強化
 - (3) 国立感染症研究所の充実
5. 地域保健対策の総合的見直しに関連した方策の推進・・・・・・・・・・4
 - (1) 地域保健対策に関連した施策における保健所の位置づけの明確化
 - (2) 行政医師の確保、育成
 - (3) 関係職員の資質の向上
 - (4) ソーシャル・キャピタルに立脚した地域保健対策の推進
6. その他の主要保健施策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - (1) 精神保健福祉対策・自殺対策の推進
 - (2) 生活習慣病対策の推進
 - (3) 母子保健事業の充実・強化、児童虐待防止対策の推進

【一般要望】

1. 医療連携、医療介護連携、地域包括ケアの推進・・・・・・・・・・・・8
2. 医療・保健・介護等現場における安全対策の推進・・・・・・・・・・・・8
3. 対物保健対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
4. 難病対策、肝炎対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

【重点要望】

1. 東日本大震災を踏まえた地域保健対策の充実

(大臣官房厚生科学課、健康局がん対策・健康増進課地域保健室、同保健指導室、医薬食品局食品安全部監視安全課、健康局水道課)

昨年の東日本大震災は、地震、津波、原発事故による未曾有の複合的大災害である。全国の保健所が被災地の支援のため、多数の職員を長期間にわたって派遣し、公衆衛生業務に従事するとともに、全国各地で避難者に対する健康相談業務等に当たってきた。地域保健総合推進事業「東日本大震災被災保健所に対する今後の支援のあり方に関する研究」では、災害時の保健所のコーディネート機能の重要性や平常時からの大規模災害対応公衆衛生対策チームの組織化の必要性などが明らかになったが、国においては、災害時には公衆衛生の確保が喫緊の課題で災害復旧支援の要であるとの認識のもと、引き続き重点的な対策を講じられたい。

- (1) 広域大規模災害において、被災地域への公衆衛生関係職員の全国的な派遣支援が現場のニーズを踏まえて円滑にできるよう、国において全国レベルで統括するコーディネーターを設置し、育成に努められたい。また、各都道府県において、被災地に派遣する大規模災害対応公衆衛生対策チームを平時から組織化し、必要な教育体制や派遣調整機能が整備されるよう、技術的・財政的な面から支援されたい。
- (2) 大規模災害時の初動活動において、保健所が円滑に活動できるような制度的整備（通知、地域保健対策基本指針等）を図るとともに、地域で情報を収集する際に有用な衛星携帯電話や各種通信機器の保健所や医療機関への整備推進を図られたい。また、避難所等被災側への対策に加えて、保健所等支援側に対する食料、薬品、医療機器等の全国的調整システムの構築を図られたい。
- (3) 東京電力福島第一原発事故に伴い、農林水産省、文部科学省、環境省など関係省庁と緊密に連携し、食品や水道水等の長期的な放射線モニタリングと情報公開を行い、安全確保及び風評被害防止を徹底されたい。また、事故の経験を踏まえて、緊急被ばく医療や住民相談における保健所の対応、役割について明らかにするとともに、原発周辺地域住民の健康影響に関して、科学的根拠に基づく中長期的な調査と評価を推進されたい。
- (4) 東日本大災害を踏まえ、全国各自治体の災害時要援護者（高齢者、障害者、難病患者等）への緊急支援体制について、平常時から地域住民の理解や協力が得られるよう、推進されたい。また、一人暮らし高齢者など平常時においては通常の生活が出来ている人であっても、発災時には在宅にとどまり要援護者となることが容易に考えられることから、救護所、避難所支援にとどまらず、在宅支援チームによる発災後早期の安否確認等の対応の具体化を図られたい。

2. 食中毒対策及び腸管出血性大腸菌対策の強化

(医薬食品局食品安全部基準審査課、同監視安全課、同食中毒被害情報管理室、健康局結核感染症課)

昨年の焼肉チェーン店における腸管出血性大腸菌による広域食中毒は、多数の患者が溶血性尿毒症症候群（HUS）を発症した重大な事例で、これを契機に、生食用牛肉の規格基準が新たに定められた。

しかし、カンピロバクターやノロウイルス等による食中毒事例が後を絶たない。保健所は、食品衛生及び感染症対策の最前線機関としての役割を果たしてきているが、国においては、外食産業や食品流通業とのリスクコミュニケーションや、科学的・広域的なネットワーク構築等の観点から、引き続き重点的な対策を講じられたい。

- (1) 食品営業施設における各種生食レバーの提供を禁止するとともに、鶏肉・鹿肉など牛肉以外の生食用食肉に関する具体的な規格基準を設定されたい。また、ヒラメ・馬肉の寄生虫食中毒に関する普及啓発や貝類の生食表示の適正化など、食中毒に関する積極的な情報提供を行い、国レベルでのリスクコミュニケーションによる消費者の適切な選択が進む方策を推進されたい。
- (2) 食品営業の全国チェーン店に対する行政指導について、自治体からの要請に応じて、国においても必要な支援を検討されたい。
- (3) 平成 22 年度から食中毒調査支援システム（NESFD）が運用されているが、広域散発食中毒事例に迅速に対応できるよう、広域的な分子疫学調査体制や情報共有システムを推進するとともに、国立感染症研究所、地方衛生研究所、保健所のネットワーク強化を図られたい。
- (4) 「一次、二次医療機関のための腸管出血性大腸菌（O157 等）感染症治療の手引き」は平成 9 年 8 月以降改訂されておらず、厚生労働科学研究「EHEC/O111 食中毒事例における疫学・細菌学・臨床研究」等の知見や昨年の北ヨーロッパを中心とした O104 アウトブレイク事例を踏まえて改訂するとともに、溶血性尿毒症症候群（HUS）の検査及び緊急治療体制の強化を図られたい。また、腸管出血性大腸菌感染症の感染症法の届出基準について、血清 O 抗原凝集抗体又は抗ペロ毒素抗体の検出は HUS 発症例に限定されているが、見直しを検討されたい。

3. 結核・感染症対策の推進

（大臣官房厚生科学課、健康局結核感染症課、同新型インフルエンザ対策推進室、疾病対策課、保険局医療課）

(1) 新たな感染症対策の充実

昨年の政府「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定を踏まえ、地域の発生状況に応じた対応について都道府県等との連携強化を図るとともに、自治体が感染症の発生及びまん延状況に対応できる診療体制を整備・確保するため、財政的支援をさらに充実されたい。また、これまで家きんに鳥インフルエンザが発生した自治体、保健所では、独自に策定したマニュアルをもとに対応してきているが、昨年 10 月、農林水産省「鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」が改定されており、鳥インフルエンザ発生時の殺処分等における健康調査、作業管理、抗インフルエンザ薬予防投与、健康相談等について、標準的対応を検討されたい。

(2) 予防接種制度の見直し

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会における評価を踏まえ、各ワクチンについて予防接種法での定期接種化を図られたい。また、平成 24 年度までの時限措置である 3 期・4 期の麻しんワクチンの接種について、麻しん患者の発生動向を踏まえ、25 年度以降の青年期における追加接種を検討するとともに、今年秋のポリオ不活化ワクチンへの切り替えにあたっては、円滑な移行、ワ

ワクチンの安定供給、市町村の財政負担、4種混合ワクチン導入に伴う影響等について十分配慮されたい。

(3) 人材の育成、地方衛生研究所の機能強化

都道府県における「感染症予防計画」に基づいた施策の推進に対して、国として技術的・財政的支援を一層充実するとともに、感染症予防に関する人材の育成を更に強化されたい。また、地方衛生研究所の機能強化策として、法定化について検討されたい。

(4) 効果的な情報システムの構築

大規模及び複数の自治体にまたがる感染症発生時には、地方感染症情報センターや保健所等が迅速に発生動向を把握し、広域で速やかな情報共有を行った上で対応することが必要である。全国的な情報の共有化を進め、感染症サーベイランスに効果的な情報システムの構築に努められたい。

(5) 結核対策の推進

平成24年度診療報酬改定で結核病棟入院基本料における服薬管理の評価がなされ、保健所との連携の強化等が図られたが、DOTSの推進とともに、結核治療における医療連携体制を推進されたい。また、今後も保健所現場における対応が円滑に行えるよう、結核対策が後退することの無いよう、専門家及び保健所等を交えた議論を継続し、実効性のある制度の充実に努められたい。

(6) HIV対策の推進

ヒト免疫不全ウイルス（以下、HIV）の感染拡大を防止するため、国民に対する全国的啓発活動を継続し、保健所等のHIV相談・検査が受けやすい体制づくりに一層の支援を図られたい。また、若い世代に対する性感染症対策の強化のため、国においても文部科学省との連携を一層図られたい。

4. 健康危機管理に関連した施策の充実

(大臣官房厚生科学課、健康局結核感染症課、健康局がん対策・健康増進課地域保健室)

(1) 健康危機対応の拠点としての地方自治体の行政医師・専門職の確保及び育成

健康危機管理の対策拠点である保健所の所長は、医師としての専門性のみでなく、的確に組織を管理、運営する能力を必要とする。また、健康危機管理体制の充実のためには、医師以外にも種々の専門職が不可欠である。自治体及び保健所における医師及びそれ以外の専門職の確保・育成等についても一層の支援策の充実に努められたい。

(2) 健康危機管理対策の充実強化

最近の一連の健康危機管理事例を踏まえ、地域健康危機管理ガイドラインを改訂するとともに、厚生労働省「国内の緊急テロ対策関係」ホームページを随時更新されたい。また、健康安全・危機管理対策総合研究事業を踏まえ、健康危機管理における標準的ICS/IAP（Incident Command System/Incident Action Plan）の作成を推進されたい。

(3) 国立感染症研究所の充実

国立感染症研究所においては、感染症全般に関する平常時の研究、健康危機事例発生時の対応、感染症情報センター機能等が充実されてきており、その役割は地方の保健行政機関にとって非常に重要で欠かせないものとなっている。国の政策立案部門へ専門的提言が十分に、かつ速やかに行えるように、また、地方衛生研究所や保健所等に対しては総合的・専門的な支援機関として、長期的

な観点から組織体制の充実を図られたい。

5. 地域保健対策の総合的見直しに関連した方策の推進

(健康局がん対策・健康増進課、同地域保健室、同保健指導室、医政局指導課、大臣官房厚生科学課、保険局総務課医療費適正化対策推進室)

(1) 地域保健対策に関連した施策における保健所の位置づけの明確化

保健所は、地域における公衆衛生の拠点として、保健、医療、福祉の全般にわたる施策を展開しており、最近の法改正や新たに制定された法（医療制度改革関連法、がん対策基本法、自殺対策基本法、肝炎対策基本法等）に関連した施策の実施についても大きな役割を果たしていると認識している。国においても、これらの施策の実施における保健所の役割を、市町村との重層的な関係や協働の面から、これまで以上に明確に示されたい。

①「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の見直しでは、県型保健所と市型保健所では果たすべき役割が異なる面もあること、及び地方分権推進に基づく権限・事務委譲等も踏まえた上で、国民的視点での将来的なビジョンを提示されたい。

②平成 25 年度からの新たな都道府県医療計画、医療費適正化計画、健康増進計画において、関係機関・団体の連携調整や支援を積極的に行っていく必要があり、市型保健所も含めた保健所の役割を、国においても明確に示すとともに、自治体における優れた取り組みの普及を図られたい。

③地域保健関係職員に対する現任教育のシステム化を図るため、国において「地域における保健師の保健活動指針」、「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針」を改定し、具体的に示すとともに、地域の実情に応じた事務職を含めた教育・研修体制の確立について、技術的・財政的な面から支援されたい。

④保健所は、福祉事務所との統合等により、設置自治体において様々な名称が使用されているが、流通手段の発達や住民の移動範囲の広域化等によって、広域的な健康危機管理事例が発生する危険が高くなっていることや市町村合併に伴う都道府県設置の福祉事務所の減少などを考慮し、「保健所」の名称使用の徹底を図られたい。

(2) 行政医師の確保、育成

「公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会報告書」をふまえ、大学における公衆衛生に関する卒前教育を充実するとともに、卒後教育では医師臨床研修制度において、保健所等での地域保健研修を選択しやすいように配慮されたい。また、公衆衛生医師の勤務実態を把握し、自治体における公衆衛生医師の育成や確保にかかる行動計画の作成を支援するとともに、各自自治体の取り組みを公表するなどして、自治体の取り組みの促進を図られたい。その他、地域保健総合推進事業「公衆衛生に係る人材確保・育成に関する調査および実践活動事業」班が作成したパンフレットを活用されたい。

(3) 関係職員の資質の向上

充実した公衆衛生施策を企画、立案、実施していくためには、国及び地方自治体での継続性のあ

る専門職の育成が必要である。国においては、今まで以上に公衆衛生関係職種 of 育成に努められたい。

①国立保健医療科学院は、公衆衛生行政機関の専門職に対し系統的かつ職種横断的に教育する唯一の機関であり、これまでも専門職の資質向上に貢献しており、このような機能を各自治体独自で持つことは困難かつ非効率である。公衆衛生行政に関する研究拠点として、保健医療政策に関する提言を行える組織となるよう、引き続き同院の機能の充実に努められたい。

②昨年の全国保健所長会「地域保健総合推進事業（全国保健所長会協力事業）に関する調査報告書」では、地域保健総合推進事業が保健所職員の資質向上とネットワークの形成に大きく寄与していることが明らかになった。今後とも地域における健康課題等の解決に関する研究や事業を行えるよう、地域保健総合推進事業の積極的な活用促進とその財源の確保を図られたい。

③厚生労働省「地域保健対策ホームページ」を充実、随時更新し、積極的な情報提供を図られたい。

（４）ソーシャル・キャピタルに立脚した地域保健対策の推進

一般の地域保健対策検討会報告書では、住民ニーズの多様化・高度化に対応した地域保健対策の推進として、ソーシャル・キャピタルに立脚した健康づくり、健康なまちづくりの展開が打ち出されている。国においては、ソーシャル・キャピタルの概念及び具体的な活用・醸成方策の普及を図られたい。

6. その他の主要保健施策の充実

（１）精神保健福祉対策・自殺対策の推進

（社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課、同医療観察法医療体制整備推進室、大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課、労働基準局安全衛生部労働衛生課、健康局がん対策・健康増進課地域保健室、同保健指導室、医政局指導課）

地域精神保健・医療において、保健所は、法に基づく権限を有し、業務の専門的・広域的性格から、今後も地域の中核的役割を担い、市町村の保健福祉部門と協働することが必要である。市町村への支援・協働を含め、地域において保健所等の専門性が確保された部署が主体となり、精神保健施策が充実強化できるよう支援されたい。

①精神科病院の退院促進策に応じた受け皿確保を図る必要があり、自立支援協議会の充実強化や高齢患者対策における介護保険事業計画や障害福祉計画等との連携を推進されたい。また、全国の保健所が「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」や「精神障害者アウトリーチ推進事業」等の事業に積極的に寄与できるよう、保健所の役割の明確化、保健所職員への研修、事業評価指標の作成等、国として、技術的・財政的な面から支援されたい。

②新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チームにおいて、保護者義務規定の廃止が検討されているが、それに合わせて、国において適切な治療に結びつける支援策や退院患者を円滑に受け入れる支援策を推進されたい。また、医療観察制度において指定医療機関及び社会復帰調整

官の確保・充実を図るとともに、地域保健福祉との連携を推進されたい。

- ③平成 25 年度からの新たな医療計画では精神疾患が追加されるが、都道府県レベルの計画推進だけでは不十分であり、地域における保健所の役割を明確化するとともに、技術的・財政的な面から支援されたい。
- ④国において、自殺者に関わる疫学的調査分析をさらに進めるとともに、効果的な防止や介入手法の開発に努め、自殺対策関連事業に対する十分な継続的財政措置を講じられたい。また、各種民間機関・団体・企業・NPO 等を積極的に活用し、ソーシャル・キャピタルの育成を図られたい。
- ⑤地域・職域連携推進事業等を通じて、職場でのメンタルヘルス対策の充実強化が図れるよう、さらなる支援を検討されたい。

(2) 生活習慣病対策の推進

(健康局がん対策・健康増進課、保険局総務課医療費適正化対策推進室、医政局歯科保健課)

平成 25 年度から、次期国民健康づくり運動や医療費適正化計画等がスタートするが、国においてはこれまでの取り組みの評価を踏まえた上で、科学的、効果的な推進方策を展開されたい。

- ①新たな国民健康づくり運動では健康格差の縮小や社会環境に関する目標の導入等が図られるが、健やか親子 21 や高齢者保健福祉計画等と連動した世代を通じた運動が展開されるよう、自治体の健康増進計画に対する技術的・財政的な面から支援されたい。
- ②国において、最近の知見を踏まえて、特定健診の検査項目及び基準値の適切化を図るとともに、HbA1c 表記の見直しについては円滑な対応を図られたい。また、実施率が低い保険者や被扶養者の効果的な特定健診実施促進方策を推進されたい。
- ③特定健診・保健指導の電子データ管理及びレセプト電子化が図られていることに伴い、健診データとレセプトデータとの突合評価や重点的保健指導等、国において、保険者による疾病管理の標準的な推進方策を検討するとともに、取り組みに対して技術的・財政的支援をされたい。
- ④乳幼児期からの生活習慣病対策を推進するために、自治体における食育推進計画の策定を推進するとともに、歯科口腔保健と一体化した取り組みを働きかけられたい。
- ⑤各がん検診は国の指針に基づいて行われている。今後も新たな知見を踏まえた効果的ながん検診を推進するとともに、受診率目標が達成されるよう、十分な財政的支援を含め、地域及び職域におけるがん検診の推進方策を進められたい。また、地域保健・健康増進事業報告に基づくがん検診事業の精度管理の徹底を図るとともに、すべての都道府県において一定水準以上の地域がん登録が実施され、評価・分析されるよう、支援されたい。
- ⑥労働安全衛生法の改正で職場の受動喫煙防止対策の強化が図られるが、さらなる受動喫煙の防止、

喫煙率の減少が進むよう、実態把握と必要な財政支援及びタバコ税制を検討されたい。また、一昨年の WHO アルコール規制ガイドラインに基づく効果的な対応を推進されたい。

(3) 母子保健事業の充実・強化、児童虐待防止対策の推進

(雇用均等・児童家庭局母子保健課、同総務課虐待防止対策室、医政局指導課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室)

子を生み育てることに適切な時間と費用を認める社会環境づくりを進める一方、文部科学省等と連携し幼少期から思春期を通じて早期から望ましい人間関係の構築に取り組む等、国においては省庁を越えた施策をさらに検討され、これらを地域でより効果的に実施できるよう支援されたい。

- ①地域において保健所や福祉部門、学校関係機関等が連携し、虐待の早期発見と円滑な事後対応が充分行えるよう、国においても所管部門を越えた連携体制を充実されたい。また、中核市には保健所とともに児童相談所の設置を推進されたい。
- ②児童虐待の未然防止や育児困難や育児不安を抱える事例への十分な対応ができるよう、児童相談所全国共通ダイヤルの普及や自治体要保護児童対策地域協議会の体制強化等を図るとともに、乳幼児健診時における相談機能の充実、未受診者対策の強化など母子保健事業を充実、強化して推進されたい。
- ③引き続き、妊婦健診の標準検査項目及び標準回数等の推進を図るとともに、平成 25 年度からの未熟児訪問指導等の市町村への委譲について、市町村事業の質の確保、人員体制、保健所と市町村の相補的対応等に十分配慮されたい。また、平成 24 年度厚生労働省予算で不育症対策として相談員の配置が普及啓発が図られるが、不育症治療に関する医療費助成について検討されたい。
- ④国として医師の確保策をさらに充実させ、医療計画に基づく小児医療・小児救急医療、周産期医療体制の整備を進められたい。また、長期入院患児の入院環境や在宅医療の整備等、急性期以降の小児医療体制のさらなる充実を図られたい。
- ⑤発達障害支援センターの質的及び量的な充実をはじめ、地域における発達障害支援事業を拡充できるように技術的・財政的支援を継続されたい。
- ⑥子どもの心の診療ネットワーク事業が実施されているが、拠点病院を中核として、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制を構築するため、児童精神科医等専門家の養成及び確保を図るとともに、技術的・財政的支援をされたい。

【一般要望】

1. 医療連携、医療介護連携、地域包括ケアの推進

(医政局指導課、老健局介護保険計画課、同振興課、健康局がん対策・健康増進課、医薬食品局監視指導・麻薬対策課、同総務課、同医療機器審査管理室)

地域保健対策の推進に関する基本的な指針において、保健所の運営として、保健、医療、福祉のシステムの構築、医療機関の機能分担と連携等について企画及び調整を推進するとされている。保健所は、地域における保健・医療・福祉ネットワークを推進する公衆衛生機関であり、保健所の役割を明確化し、取り組みに対して支援されたい。

- (1) 医療連携体制推進事業は都道府県だけではなく、保健所設置市も積極的に対応できるよう配慮されたい。また、医療計画における 5 疾病（脳卒中、がん、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）については医療圏での医療連携体制を促進するとともに、慢性腎疾患（CKD）、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、リウマチ、及び認知症等の医療連携を推進されたい。
- (2) 地域包括ケアの推進にあたって、在宅医療、介護予防、生活期リハビリテーション等との連携が不可欠であり、多職種連携、事業評価、住民への普及啓発等の観点から、保健所の役割を国において明確に示されたい。また、在宅緩和ケアの推進にあたっては、適切な在宅麻薬管理や医療材料の共同購入等を図るための各種施策を進められたい。
- (3) 医療法に基づく医療機能情報提供制度について、診療報酬改定に合わせて公表項目の標準化を検討するとともに、国民の利用が推進されるよう、医療機能情報の活用を図られたい。また、医療計画におけるレセプト情報・特定健診等情報データベース及び DPC データベースの活用や介護サービス情報公表制度の医療機能情報と併せた活用方を推進されたい。

2. 医療・保健・介護等現場における安全対策の推進

(医政局総務課医療安全推進室、老健局振興課、老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室、健康局生活衛生課、保険局医療課)

- (1) 平成 24 年度診療報酬改定で医療機関連携による感染防止対策の評価が行われたが、ネットワーク整備における保健所の役割について示すとともに、技術的・財政的な面から支援されたい。また、平成 17 年に作成された「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」について改訂するとともに、社会福祉施設における安全対策の強化を図られたい。
- (2) 高齢者虐待を防止するため、虐待に関する実態調査の継続と、保健所が市町村と情報を共有し連携できる体制の構築を推進し、地域包括支援センターを含めた従事者に対する研修体制の整備・充実を図られたい。
- (3) 地域における医療安全の推進を目的とした医療安全管理支援事業を一層充実させるため、医務・薬務関連の立入検査および医療相談窓口に関連した人材確保や研修等による保健所職員の資質向上について引き続き支援されたい。

- (4) 平成 23 年 12 月に消費者委員会から「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」が出されているが、エステ・美容医療サービスに対する指導について、技術的・財政的な面から支援されたい。また、健康局・医政局・消費者庁との連携によるエステ・美容医療に関する安全確保を推進されたい。

3. 対物保健対策の推進

(健康局生活衛生課、医薬食品局食品安全部基準審査課、同監視安全課)

- (1) 昨年的小麦成分含有石鹼「茶のしずく」による大規模集団アレルギー事件を踏まえ、消費者庁と厚生労働省・農林水産省等関連部局との緊密な連携、迅速な注意喚起を図られたい。
- (2) 消費者庁「食品表示一元化検討会」が設置されているが、わかりやすい食品表示による消費者の選択を促進させるため、消費者庁や農林水産省とも連携して一元的に施策を推進されたい。
- (3) 食品の残留農薬規制のポジティブリスト制度については、地方自治体がスムーズに対応できるよう、検査担当者研修や機器整備などの支援を行うとともに、効果的で実効性のある検査方法及び監視方法について国においても継続的な検討をされたい。
- (4) 広域的な研修や最新情報の提供等、環境衛生監視員の資質向上に対して支援されたい。また、計画的な環境衛生監視が図られるよう、技術的・財政的な面から支援されたい。

4. 難病対策、肝炎対策の推進

(健康局疾病対策課、同肝炎対策推進室)

- (1) 難病は障害者総合支援法案にも位置づけられているが、医療費助成及び難病相談・支援センター運営等の相談事業に対する財政的支援の拡充等、治療研究事業のさらなる強化を進めるとともに、難病対策について、希少性・専門性を踏まえ、保健と福祉の連携推進、保健所と市町村の連携推進を図られたい。また、特定疾患治療研究事業の手続きに関しては、臨床調査個人票の簡略化や提出時期の分散等を検討されたい。
- (2) 肝炎対策については、昨年策定された肝炎対策基本指針に基づき、引き続き肝炎の予防のみならず肝がん対策の一環として、肝炎ウイルス検査の促進及び国民への正しい知識とその他の情報提供など啓発に引き続き努めるとともに、肝炎治療特別促進事業の拡充と合わせて、肝疾患診療連携拠点病院及び肝疾患に関する専門医療機関の指定、肝疾患専門医師の育成・確保、肝炎治療コーディネーターの養成等を推進されたい。